

令和2年度 新潟県内学生地方創生インターンシップ業務委託  
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名称

新潟県内学生地方創生インターンシップ業務委託

(2) 目的

新潟県内の大学等に在籍する学生を対象として、新潟県（十日町市）での暮らしについて理解する機会提供を目的としたインターンシッププログラムを実施する。プログラム参加者自身の十日町市への移住定住促進に加え、プログラム活動中の様子を県内大学生等の若者に広く発信することで当市の魅力等を伝え、若者の地元定住や将来的なUターンを促進する。

(3) 内容等

本事業の内容は、実施要領及び仕様書のとおりとする。

(4) 委託期間

業務委託契約締結の日から令和3年3月19日（金）まで

2 見積限度額

800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業者選定方法

業者選定は公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

- (3) 営業に必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- (4) 業務実施にあたり、十日町市との協議に適切に対応できること。
- (5) 法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに市税に未納がないこと。

## 5 日程

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始       | 令和2年7月10日(金)        |
| (2) 質問書提出期限    | 令和2年7月15日(水) 正午(必着) |
| (3) 質問書回答期限    | 令和2年7月16日(木)        |
| (3) 参加表明書提出期限  | 令和2年7月17日(金) (必着)   |
| (4) 企画提案書提出期限  | 令和2年7月22日(水) 正午(必着) |
| (5) 審査会実施      | 令和2年7月28日(火) 【予定】   |
| (6) 審査結果(採否)通知 | 令和2年7月30日(木) 【予定】   |

## 6 企画提案書の作成

下記事項について、(1)～(3)作成すること。

(1) 企画書(本プロポーザル所定の様式で作成すること。)

※企画書記載内容以外の補足事項(プログラムのイメージ喚起のための画像、図解等)がある場合は、別途参考資料として提出すること。

仕様書及び事業実施要領に基づき、次の提案・明記をすること。

① 参加者に提供するインターンシッププログラムの内容

※「滞在型」と「通い型」双方における実施内容が分かるように記載すること

② 受入団体の概要

※受入時の人員体制、類似事業の経験等を記載すること

③ 参加者のために確保する滞在場所の概要と確保方法

④ 参加者ための移動手段的確保方法

⑤ 参加者に提供する人的交流支援の内容、手法

⑥ 見積金額内で受入可能な参加者人数(最少受入予定人数: 4名)

(2) 業務実施体制表

業務を実施するための人員体制を記載すること。

### (3) 見積書

総額（本体・税額を明記）を表示し、「参加者受入前にかかる費用」と「参加者の受入にかかる費用」の内訳が分かるように明記すること。「参加者の受入にかかる費用」は、参加者1人当たりの目安費用が分かるように明記する。

#### 【参加者受入前にかかる費用の例】

- ・プログラムの作成及び受入団体の確保にかかる費用
- ・参加者の申込管理及び受入調整に係る費用

#### 【参加者の受入にかかる費用】

- ・参加者の受入（プログラムの実施に係る費用、滞在中のフォロー）に係る費用
- ・滞在場所確保費用
- ・移動手段確保費用

## 7 提出物、提出先及び提出方法

### (1) 参加表明書の提出

企画提案書を提出（プロポーザルに参加）する者は、下記のとおり「参加表明書」等を提出すること。

#### ① 提出書類

##### ア 参加表明書（様式1）

必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること

##### イ 直前の営業年度に係る納税証明書

###### (ア) 市内に営業所を有する者

- ・市税の納税証明書（様式第50の2）
- ・納税証明書その3の3（法人用）又は納税証明書その3の2（個人用）

###### (イ) 市内に営業所を有しない者

- ・納税証明書その3の3（法人用）又は納税証明書その3の2（個人用）

#### ② 提出期限 令和2年7月17日（金）（必着）

#### ③ 提出方法 持参又は郵送等で提出すること

#### ④ 提出部数 1部

### (2) 企画提案書の提出

#### ① 提出書類

##### ア 企画書（様式2）及び企画提案書（別紙1）

##### イ 業務実施体制表（様式3）

##### ウ 見積書（任意様式）

#### ② 提出期限 令和2年7月22日（水）正午（必着）

#### ③ 提出方法 持参又は郵送等で提出すること

#### ④ 提出部数 8部

### (3) 提出先

十日町市役所総務部企画政策課移住定住推進係

住所 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地  
電話 025-755-5137  
FAX 025-752-4635  
e-mail [t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp](mailto:t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp)

## 8 質問・回答

### (1) 質問書の提出

- ①提出期限 令和2年7月15日（水）正午まで
- ②質問様式 質問書（様式4）
- ③提出方法 質問書（様式4）を電子メールにて提出すること。尚、電子メール送信後は、電話にてメールの到着確認を必ず行うこと。

### (2) 質問に対する回答

- ①回答期限 令和2年7月16日（木）
- ②回答方法 質問書（様式4）の返答先への連絡及び原則として質問者匿名で十日町市ホームページに掲載する方法とする。

## 9 審査

### (1) 審査委員

- ①審査委員長（1名）  
企画政策課長
- ②審査委員（3名）  
移住定住推進係長、協働推進係長、企画政策課職員1名

### (2) 審査委員の守秘義務

審査委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

### (3) 審査方法

- ① 審査は、企画提案書の内容を比較検討するものとし、採否を決定する。（結果は後日文書にて通知）
- ② 企画提案書の書類審査及び協議の上採否を決定するものとし、全ての審査において非公開とする。
- ③ 企画提案書の作成に係る経費は、参加者の負担とする。
- ④ 営業に必要な許可・認可等を得ているほか、関係法令等を遵守すること。
- ⑤ 業務実施にあたり、発注者との協議に適切に対応できること。
- ⑥ 企画・作成を全て外部発注することは不可とする。
- ⑦ 決定した参加者の企画提案書の著作権は、発注者に無償・無条件で帰属するものとする。
- ⑧ 提出された企画提案書は返却しない。
- ⑨ 参加者は、提出した企画提案書をこのプロポーザル以外の目的には使用しない。

### (4) 審査基準

別紙2のとおり

#### (5)受注者の決定

審査で最も優秀とされた者を第1交渉権者とし、協議の上、契約を締結する。第1交渉者と契約に至らなかった場合は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

なお、企画見積書等の提出が1社のみであった場合、前項の審査基準に基づく合計点が満点の6割に達したときは、最優秀提案者とする。該当しない場合は、契約締結できないものとする。

#### 10 選定結果の通知

選定結果については、令和2年7月30日（木）までに各社へ文書で通知する。

#### 11 その他

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1)本要領に定める提出方法によらず企画見積書等が提出された場合
- (2)本要領に定める提出期限までに企画見積書等が提出されなかった場合
- (3)応募書類等に虚偽又は事実と異なる記載があった場合。
- (4)提案事業費が、「2 見積限度額」を超えている場合。
- (5)同一事項に対して二以上の企画提案をした場合。
- (6)企画提案書の提出に対して談合などの不正行為があった場合。
- (7)その他契約担当者が予め指示した事項に違反した場合、又は参加者に求められる義務を履行しなかった場合。

#### 12 問 合 せ

十日町市企画政策課移住定住推進係  
(電話 755-5137)